

2 介護休業制度

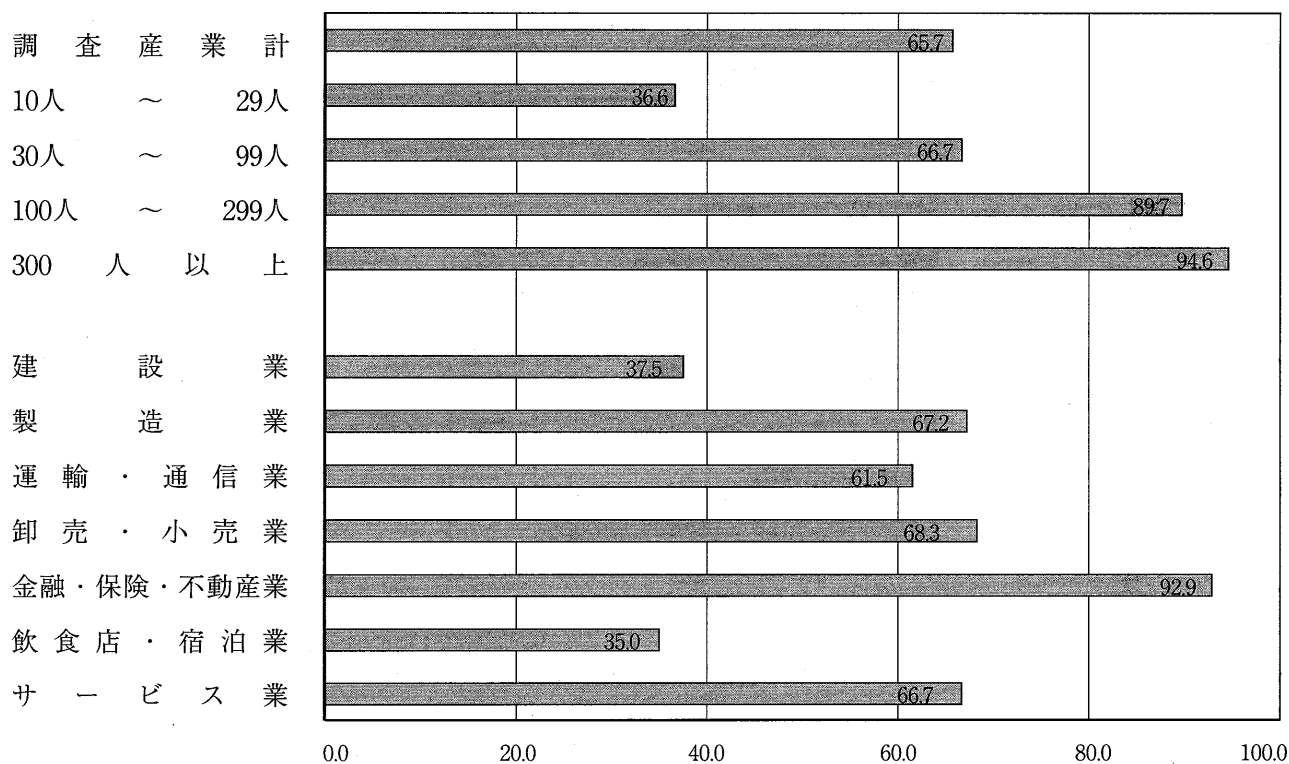
(1) 介護休業制度の規定状況

介護休業制度の規定状況をみると、就業規則等に「規定している」が65.7%で、前回調査（平成19年9月実施）の71.7%と比べると、6.0ポイント減となっている。

これを規模別でみると、10～29人が36.6%と最も低く、規模が大きくなるほど高くなっており300人以上では94.6%となっている。

また、産業別では、飲食店・宿泊業が35.0%と最も低く、金融・保険・不動産業が92.9%と最も高い。（図13）

図13 介護休業制度の規定状況



(2) 介護休業の期間

制度の規定がある事業所における介護休業が取得できる期間をみると、正規従業員においては、「通算93日まで」が69.9%と最も高く、次いで「通算1年まで」が9.4%、「通算6カ月まで」が8.5%、「限度なく、必要な期間取得できる」が2.8%となっている。

パートタイム労働者においては、「通算93日まで」が67.6%と最も高く、次いで「通算1年まで」が9.4%、「通算6カ月まで」が6.6%、「限度なく、必要な期間取得できる」が2.3%となっている。（図14-1、図14-2）

図14-1 介護休業の期間（正規従業員）

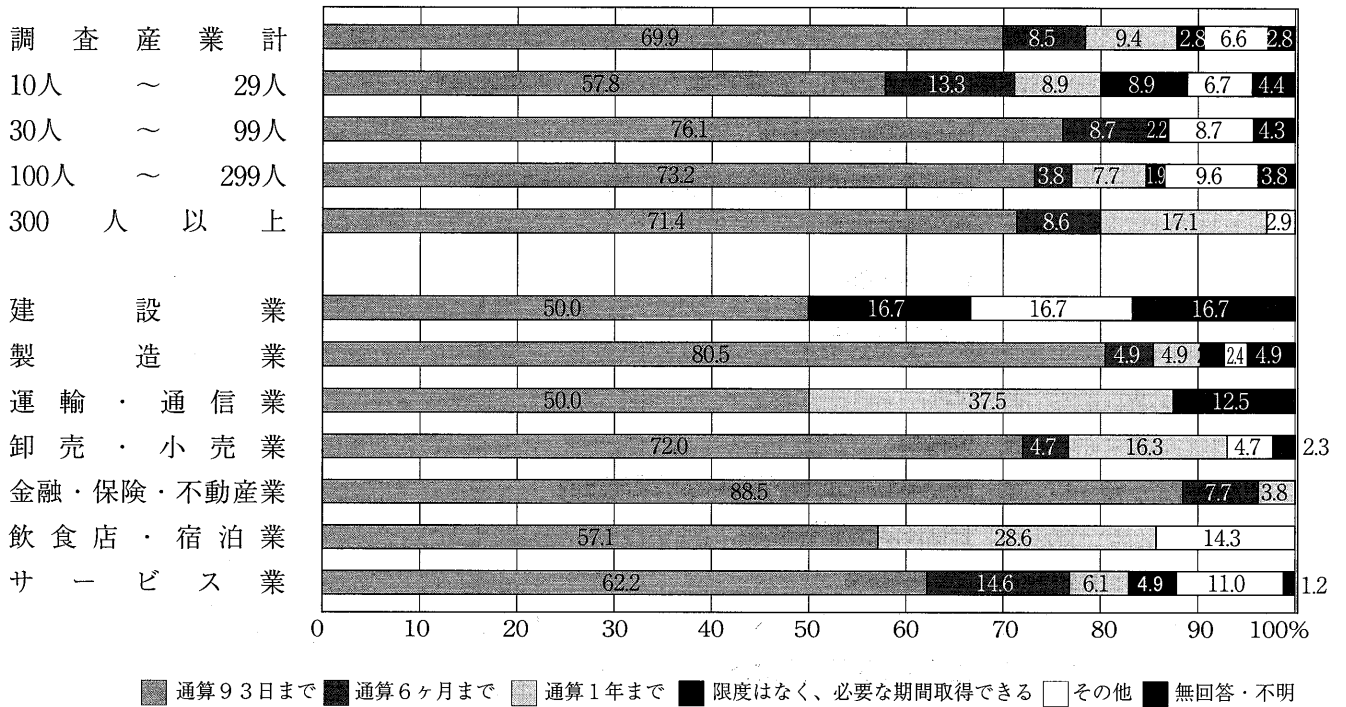
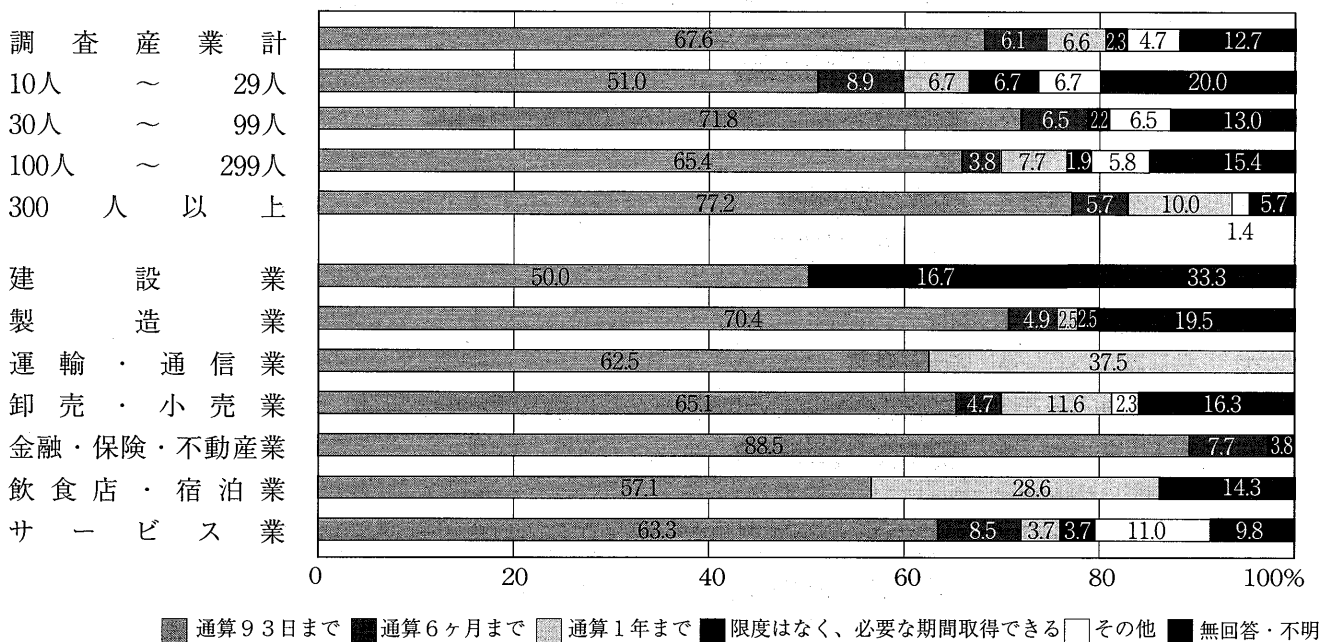


図14-2 介護休業の期間（パートタイム労働者）



(3) 介護休業中の賃金

制度の規定がある事業所における介護休業中の賃金の支給状況をみると、正規従業員においては、「全期間にわたって支給する」と「給与の一部を支給する」を合わせた『介護休業中に何らかの支給を行っている』が6.5%であり、規模別では、100～299人が3.8%と最も低く、10～29人が15.6%と最も高い。産業別では、飲食店・宿泊業が25.0%と最も高い。

パートタイム労働者においては、「全期間にわたって支給する」と「給与の一部を支給する」を合わせた『介護休業中に何らかの支給を行っている』が4.7%であり、規模別では、30～99人が0.0%と最も低く、10～29人が11.1%と最も高い。産業別では、飲食店・宿泊業が14.3%と最も高い。

正規従業員、パートタイム労働者のいずれも9割以上の事業所が賃金を支給していない。

(図15-1、図15-2)

図15-1 介護休業中の賃金（正規従業員）

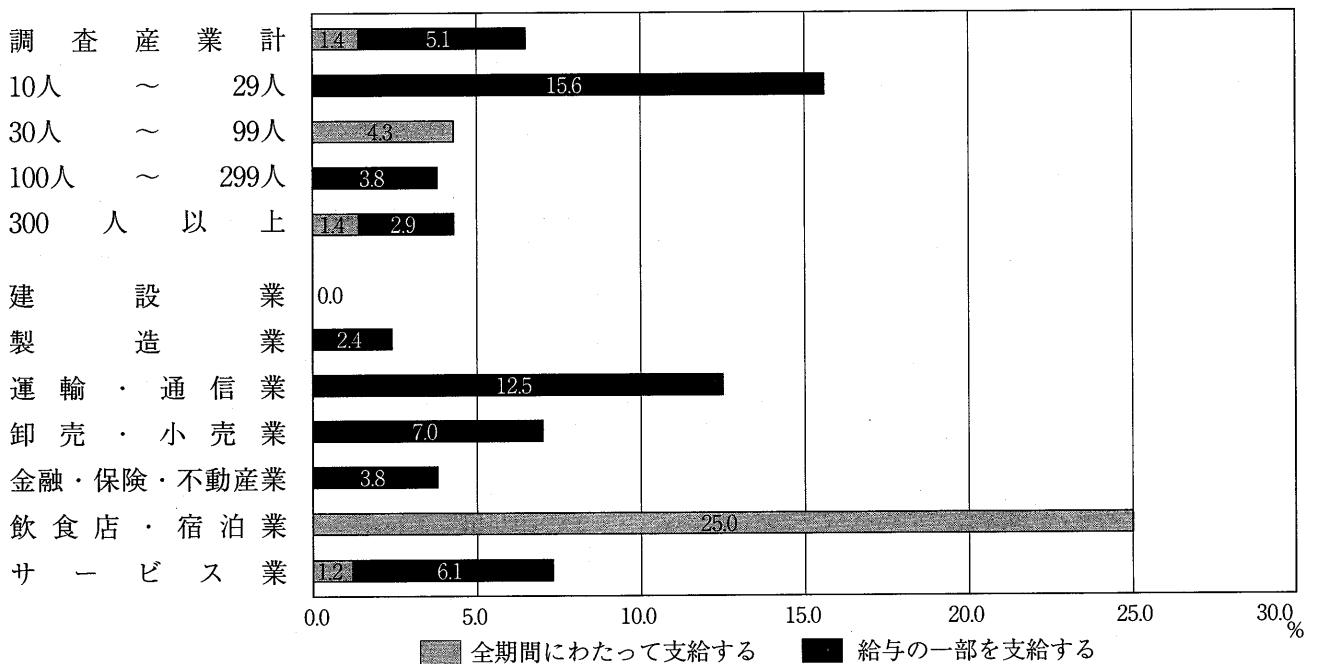
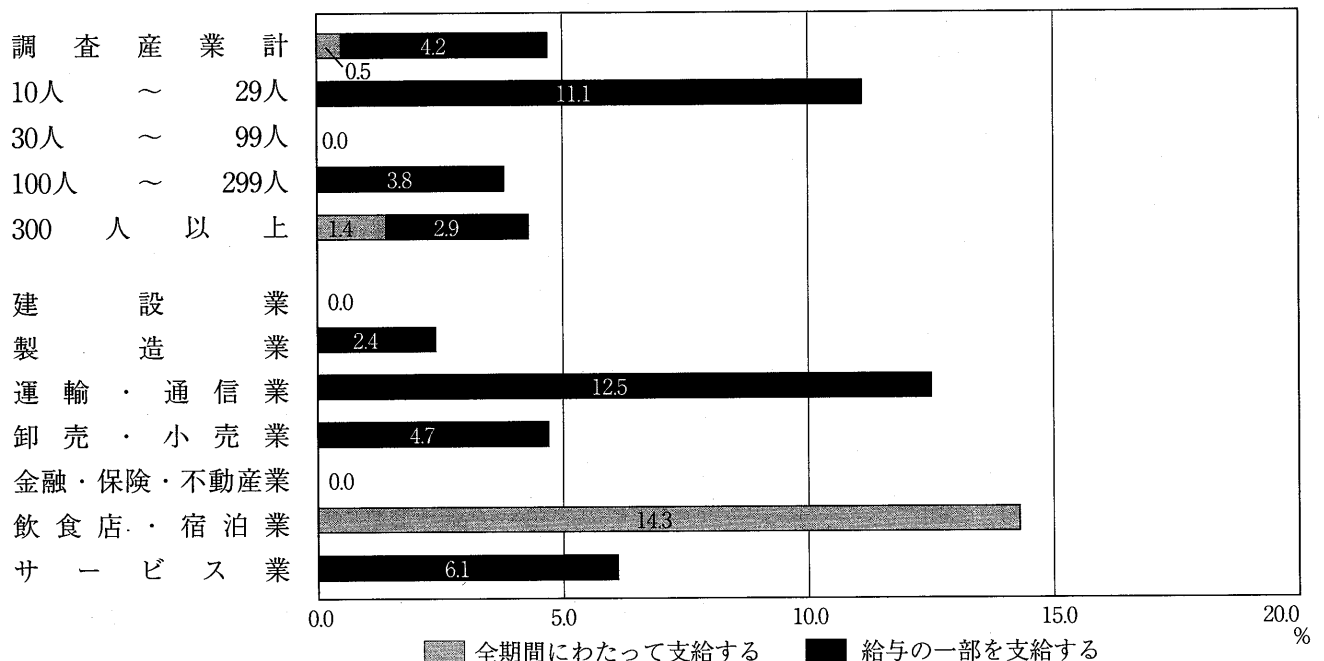


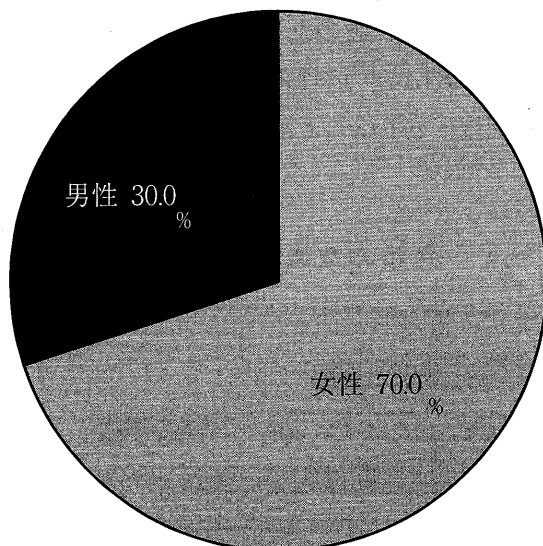
図15-2 介護休業中の賃金（パートタイム労働者）



(4) 介護休業の取得状況

介護休業の取得状況をみると、平成17年4月1日～平成20年9月30日の間に、正規従業員とパートタイム労働者を合わせた介護休業制度の取得者30人のうち女性が70.0%（21人）で、男性が30.0%（9人）となっている。（図16）

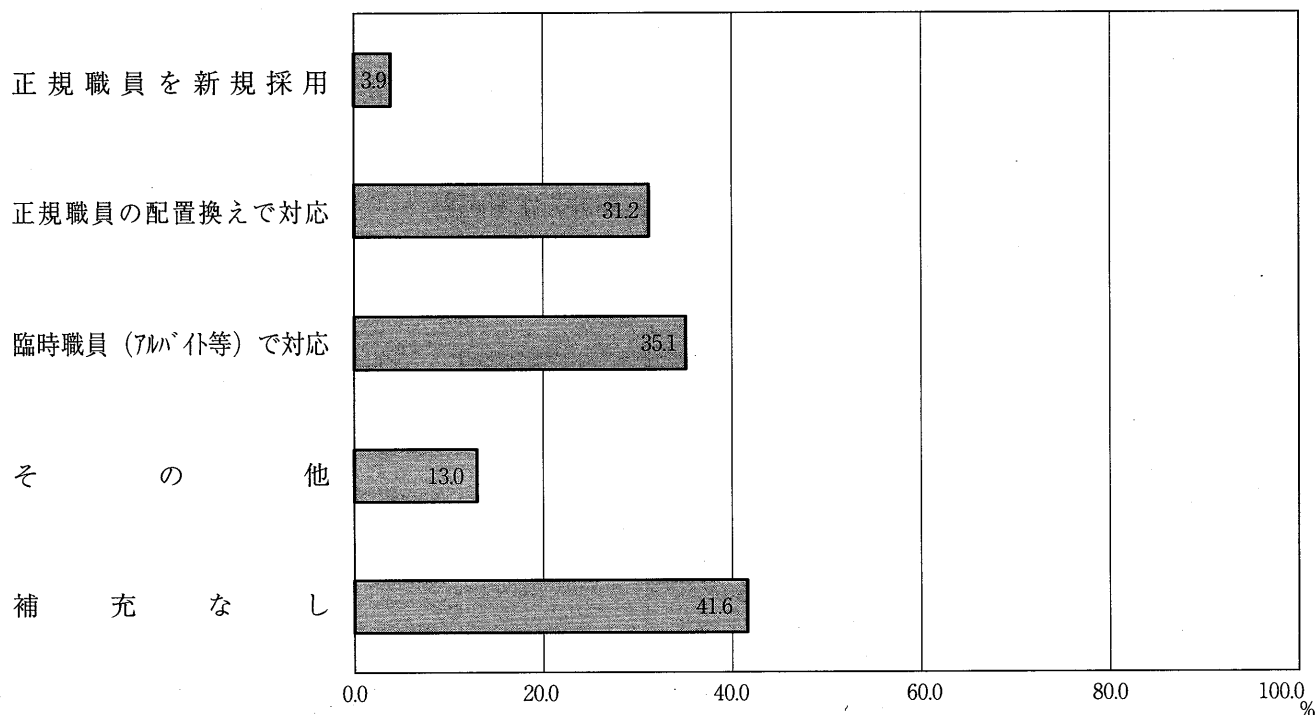
図16 介護休業の取得状況



(5) 介護休業取得者の補充

制度の規定がある事業所における補充方法（複数回答）をみると、「補充等なし」が41.6%と最も高く、次いで「臨時雇用（アルバイト等）で対応」が35.1%、「正規職員の配置換えで対応」が31.2%、「正規職員を新規採用」が3.9%となっている。（図17）

図17 介護休業取得者の補充



(6) 介護のための勤務時間の短縮等の措置

介護のための勤務時間の短縮等の措置状況を見ると、就業規則等に「規定している」が59.9%で、前回調査（平成19年9月実施）の66.4%と比べると、6.5ポイント減となっている。

これを規模別にみると、10～29人が32.5%と最も低く、規模が大きくなるほど規定している割合が高く、300人以上では91.8%となっている。産業別では、飲食店・宿泊業が25.0%と最も低く、金融・保険・不動産業が92.9%と最も高くなっている。（図18-1）

措置の内容（複数回答）をみると、「介護のための短時間勤務の制度」が79.4%と最も高く、次いで「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」が42.8%、「所定外労働をさせない制度」が33.0%、「フレックスタイム・時差出勤制度」が10.3%と続いている（図18-2）

図18-1 介護のための勤務時間の短縮等の措置

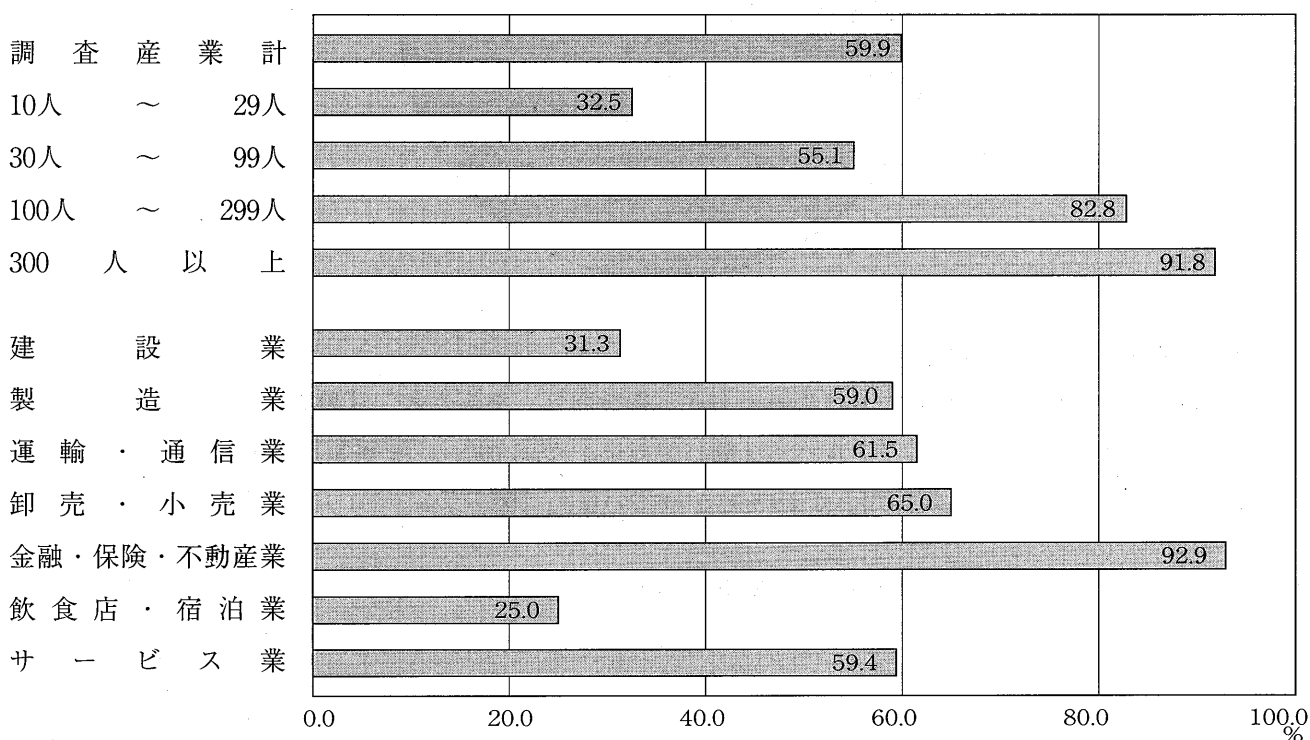
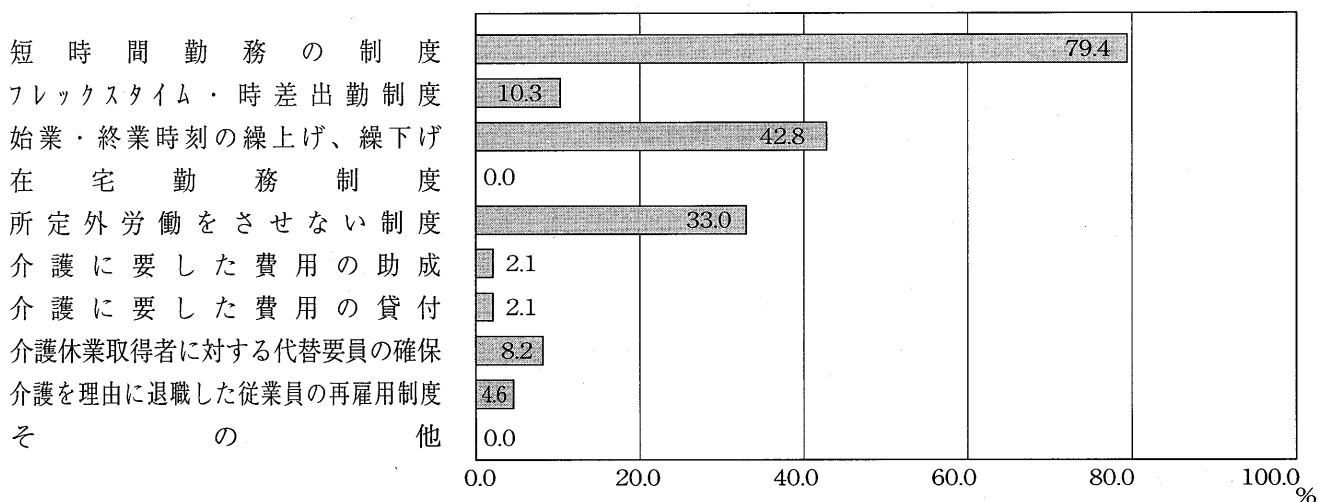


図18-2 短縮等の措置内容



(7) 介護休業取得促進のための対策

介護休業の取得を促進するための措置状況を見ると、「講じている」が27.2%となっている。

これを規模別にみると、10～29人が14.6%と最も低く、規模が大きくなるほど講じている割合が高く、300人以上が47.3%と最も高い。産業別では、飲食店・宿泊業が5.0%と最も低く、金融・保険・不動産業が57.1%と最も高い。

措置の内容（複数回答）をみると「該当者への通知」が43.2%と最も高く、次いで「社内報等で制度を広報」が36.4%、「管理職に対する意識啓発」が28.4%、「朝礼等で口頭で通知」が9.1%と続いている。（図19-1、図19-2）

図19-1 介護休業取得促進のための対策

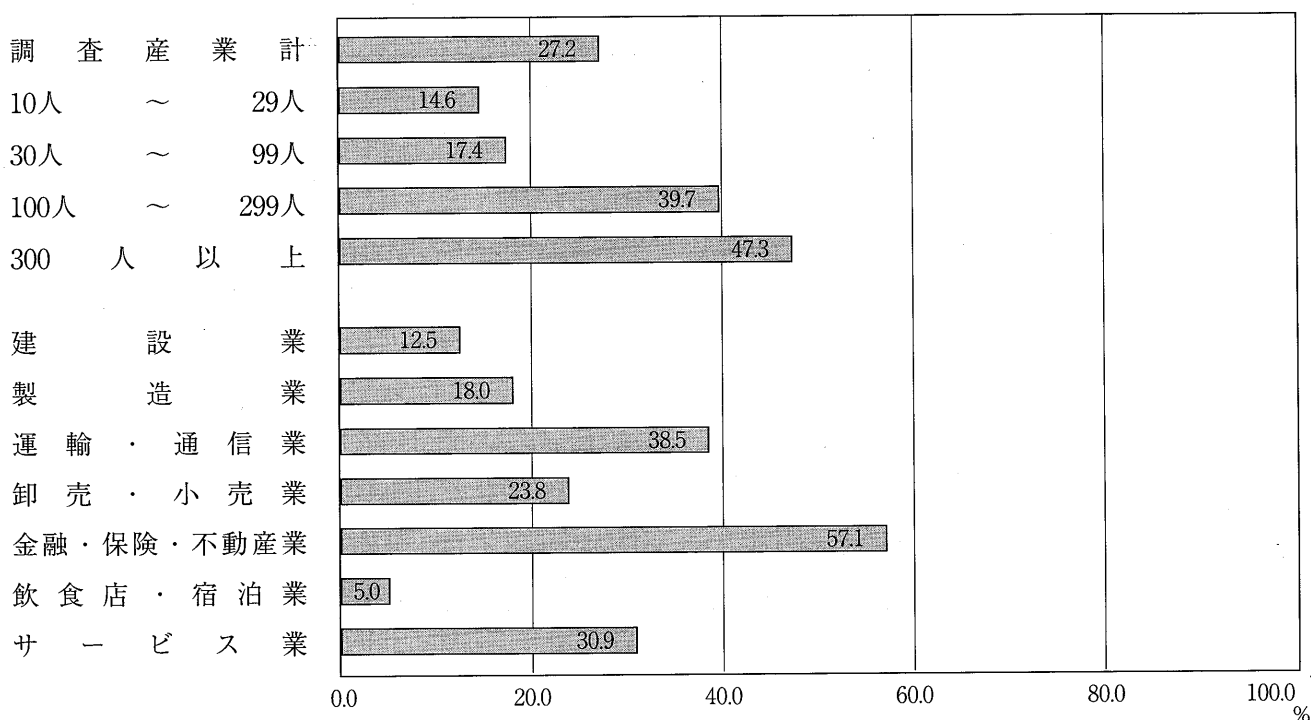


図19-2 介護休業取得のための対策の内容

